

「平成 28 年熊本地震義援金」募集要綱（第 2 版）

社会福祉法人熊本県共同募金会

1 趣旨

平成 28 年 4 月 14 日に熊本県内において地震が発生し、県民の生活を脅かし、また多数の住民に大きな被害をもたらしている。このことにより熊本県全市町村において救助を必要とするところから、災害救助法が適用された。

熊本県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を行うものである。

2 義援金の名称

平成 28 年熊本地震義援金

3 募集期間

平成 28 年 4 月 15 日（金）から平成 28 年 6 月 30 日（木）まで

4 義援金の振込窓口について

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ヒゴ 肥後銀行	スイドウチョウシテン 水道町支店	(普) 1281400	シャカイフクシホウジンクマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
クマモト 熊本銀行	ハナバタシテン 花畑支店	(普) 0025449	
ゆうちょ銀行	00950-2-174321		クマモトケンキョウドウボキンカイクマモトジンギエンキン 熊本県共同募金会熊本地震義援金

※ 肥後銀行、熊本銀行及びゆうちょ銀行における窓口での振込みについての手数料は無料。

※ 上記以外の他銀行からの振込みや ATM、ネットバンキング等についての手数料は有料。

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当する。①各金融機関等での振込金受領証または②本会発行の領収書をもって税制上の優遇措置対象となる。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、本会の「平成 28 年熊本地震義援金募集要綱」も、確定申告時にあわせて必要となる。

6 義援金の配分

本会でとりまとめた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、本会等で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者へ配分する。

7 その他

(1) 義援金のみを取り扱うこととする。

(2) この要綱は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。

4 月 19 日改正（第 2 版）

問い合わせ先

社会福祉法人熊本県共同募金会

TEL 096-354-3993 FAX 096-353-4566

E-mail info@akaihane-kumamoto.jp